

令和元年度
日高市環境基本計画
実施状況等報告書
(平成30年度事業対象)



令和 2 年 3 月
日 高 市

目次

	ページ
I. 環境基本計画の概要	1
II. 基本目標と取り組み方針	2
III. 施策の体系	3
IV. 平成30年度の主な取り組み実績	15
1. 山と水と生き物に囲まれたまちをめざして（自然環境）	15
取り組みの方針1：水と緑を保全しよう	
(1) 山と農地の緑の保全	15
(2) 清流の保全と良好な水辺空間の確保	17
取り組みの方針2：生き物を大切にしよう	
(1) 生き物の生育・生息空間の確保	18
2. 健康で安心・安全に暮らせるまちをめざして（生活環境）	19
取り組みの方針1：公害のないまちをめざそう	
(1) 大気環境の保全	19
(2) 水質環境の保全	20
(3) 騒音・振動および悪臭の防止	22
(4) その他の公害の防止	22
取り組みの方針2：きれいで清潔なまちにしよう	
(1) 環境美化啓発の促進	22
3. 文化的で心地よく過ごせるまちをめざして（文化環境）	23
取り組みの方針1：くつろぎのある空間をつくろう	
(1) 文化の保全と景観づくりの推進	23
(2) くつろげる空間の確保	24
(3) 安心・安全なまちづくりの推進	25
(4) 計画的なまちづくりの推進	27
4. 地球のことを考えて行動するまちをめざして（地球環境）	28
取り組みの方針1：地球のことを意識した生活を送ろう	
(1) 再生可能エネルギー導入の推進	28
(2) 省エネルギー対策の推進	28
(3) 地産地消の推進	29
(4) 進行する地球温暖化の影響に向けた適応策の推進	
取り組みの方針2：資源循環型のライフスタイルを実践しよう	
(1) ごみの発生抑制とリサイクルの推進	31
(2) 廃棄物の適正処理の推進	31
取り組みの方針3：大切な環境を考え行動する人を育てよう	
(1) 環境教育・学習の推進	32
(2) 市民等による環境保全活動の推進	32
V. 日高市環境基本条例	34

I. 環境基本計画の概要

計画の趣旨

日高市環境基本計画は、日高市環境基本条例第3条の基本理念をもとに目指すものです。

国の環境基本計画や埼玉県環境基本計画、環境保全活動の取り組み等と連携し、恵まれた自然を守り育て、市、市民及び事業者が協力し、健康で快適な環境を築くための計画とします。

計画の性格

本計画は、本市の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進することを定めた「日高市環境基本条例」に基づくものです。

本市の良好な環境づくりに向けた基本的な考え方、目標及び達成手段を示し、市、市民及び事業者が連携して進めていくための指針となるものです。

計画の期間

計画期間は、目標年次を令和2年とし、平成23年度から令和2年度までの10年間とします。

なお、平成27年度に計画の見直しを行い、平成28年度から令和2年度までの5年間の計画として、「日高市環境基本計画（後期）」を策定しました。

また、計画の推進にあたっては、毎年、進捗状況を点検していきます。

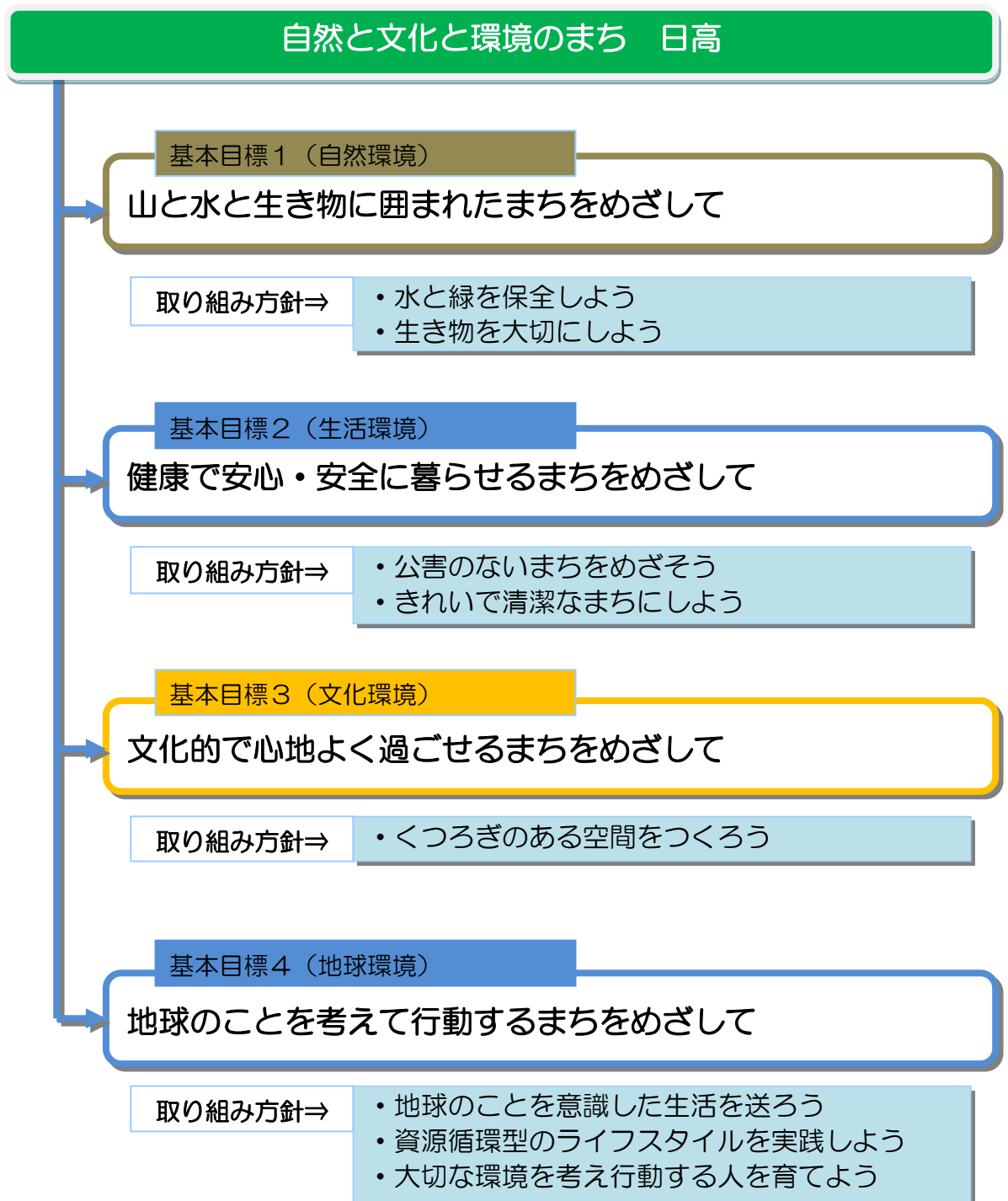
日高市の環境目標

今後は、良好な環境づくりに向け、市、市民及び事業者の各主体が「協働」し、積極的に環境課題に取り組むことが必要です。

武蔵野の面影残る豊かな自然と歴史ある文化、そして日高市で生活する人々が、これからも永続的に共生してゆくため、日高市では将来への望ましい環境像を「自然と文化と環境のまち 日高」とし、次世代に向けた環境保全・創造のための行動を展開することとしました。

Ⅱ. 基本目標と取り組み方針

日高市の望ましい環境像「自然と文化と環境のまち 日高」の実現に向けて、4つの基本目標と8つの取り組み方針により、環境保全と創造に向けた展開を図ります。



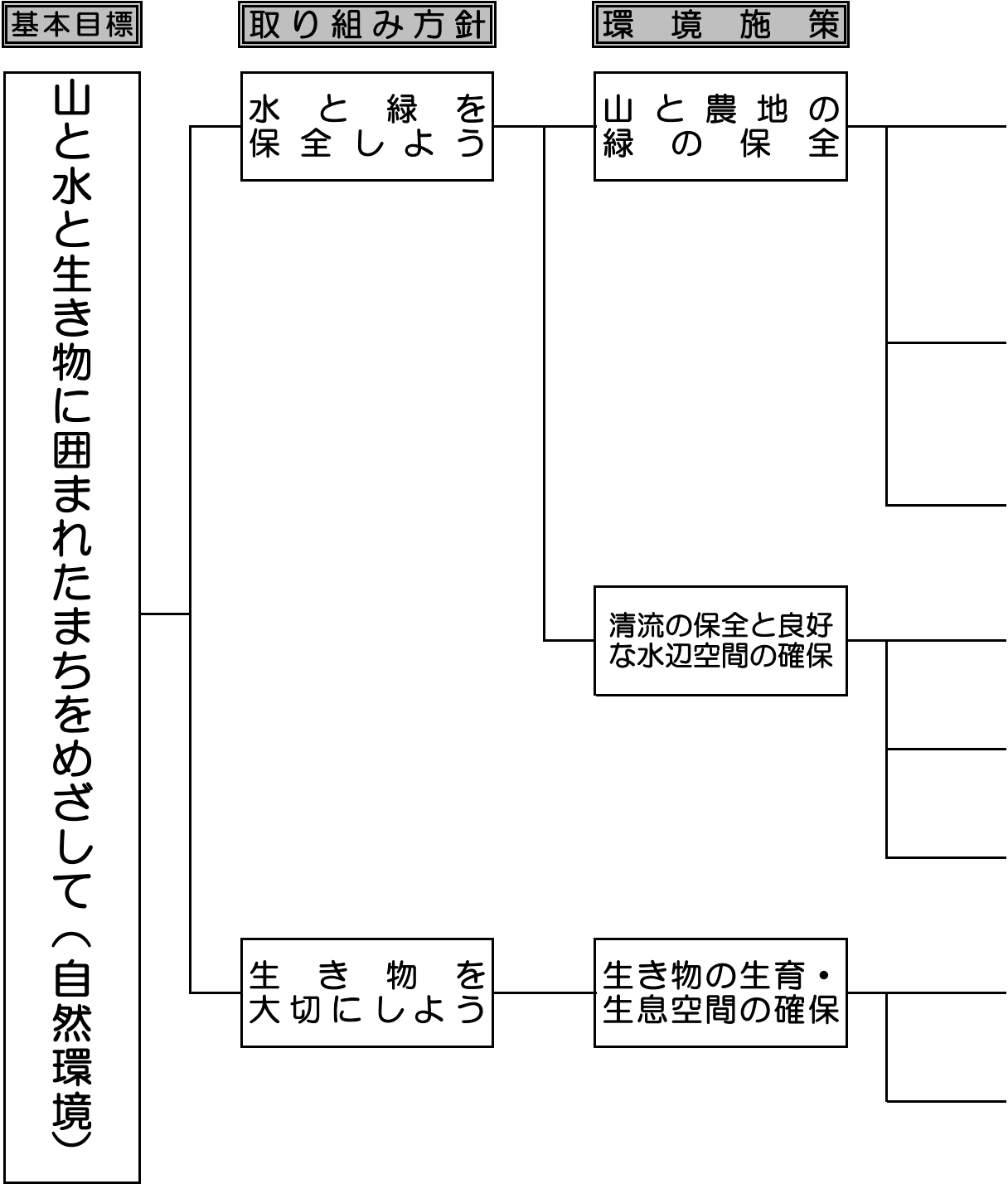
Ⅲ. 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けた取り組み体系を以下に示します。





環境基本計画の推進について（1 1 課 6 4 事業）



計 画 対 象 事 業

担 当 課

緑の保全 推進事業		環境課
遊休農地 活用促進事業	観光地美化事業	産業振興課
土地改良事務	担い手農家 育成事業	
林業振興事業	農業後継者 対策事業	
	農業振興地域 整備計画事務	
遊休農地 解消事業	農業委員会 運営事務	農業委員会 事務局
	農業委員会 広報事務	
清流保全 対策事業		環境課
観光地美化事業	観光活性化事業	産業振興課
河川・水路 整備事業		建設課
清流保全 対策事業	緑の保全 推進事業	環境課
	鳥獣対策事業	
有害鳥獣駆 除対策事業		産業振興課

※ 網かけは重複している事業

基本目標

取り組み方針

環境施策

健康で安心・安全に暮らせるまちをめざして（生活環境）

公害のない
まちをめざそう

大気環境の保全

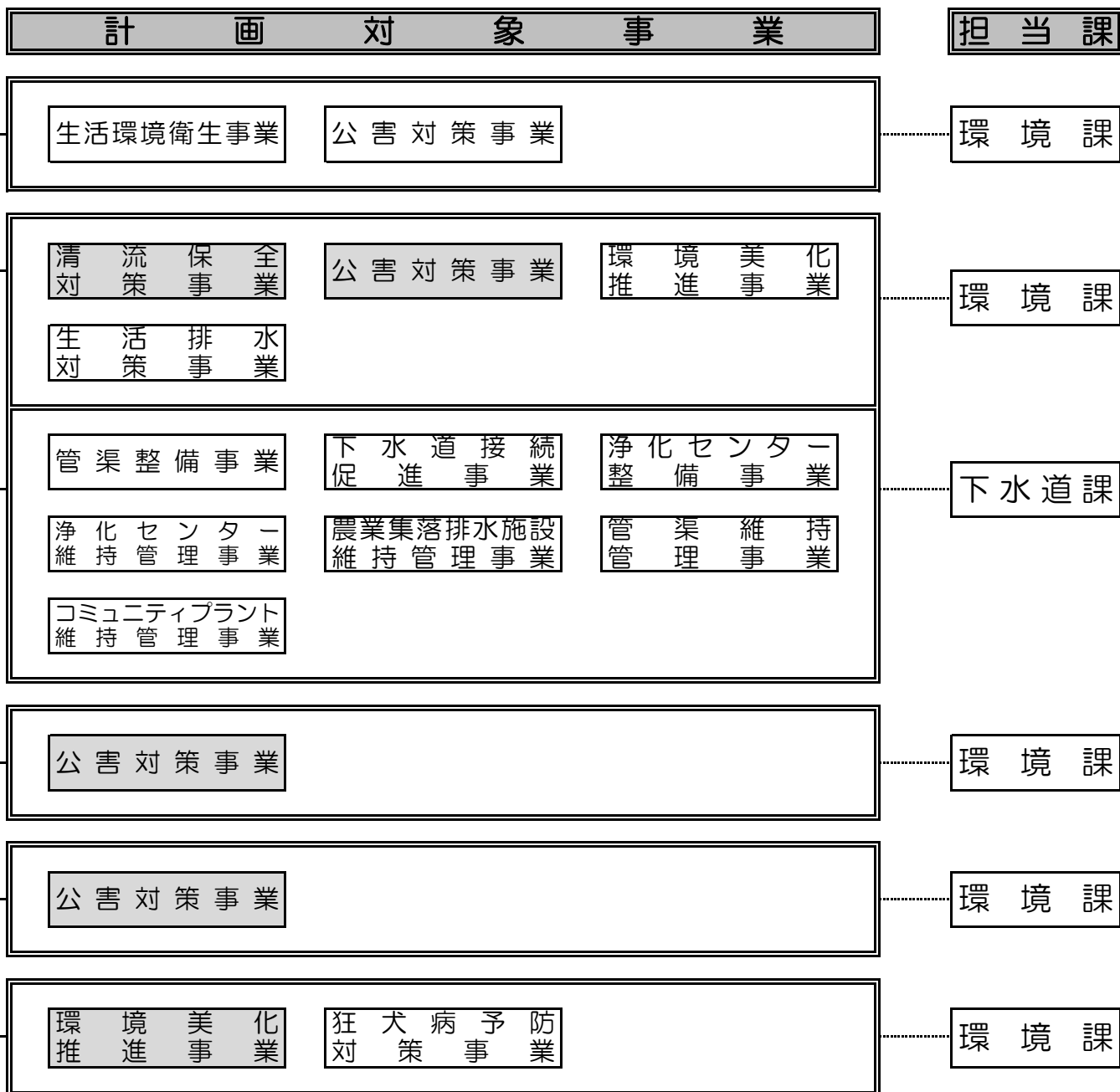
水質環境の保全

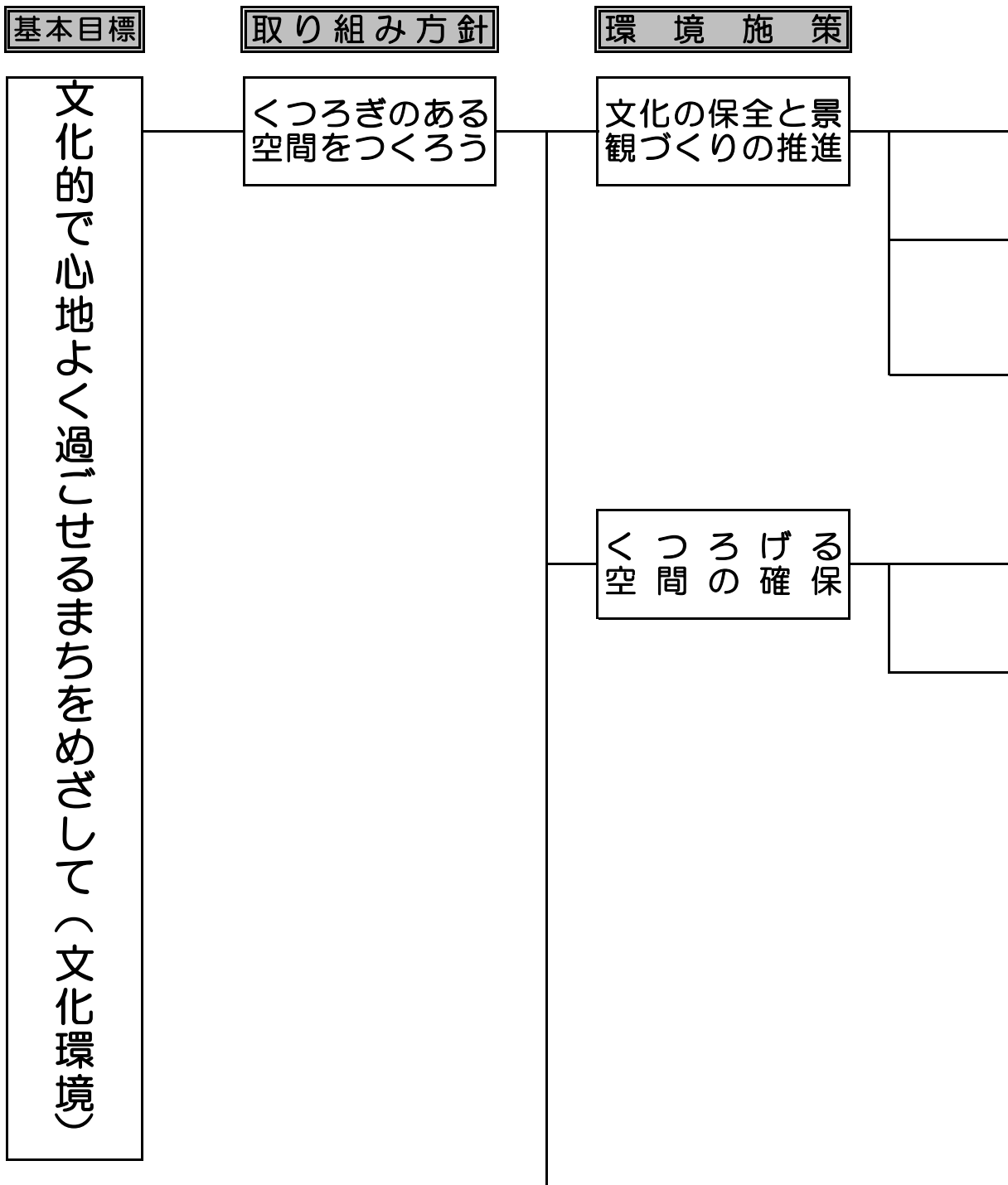
騒音・振動およ
び悪臭の防止

その他の公
害の防止

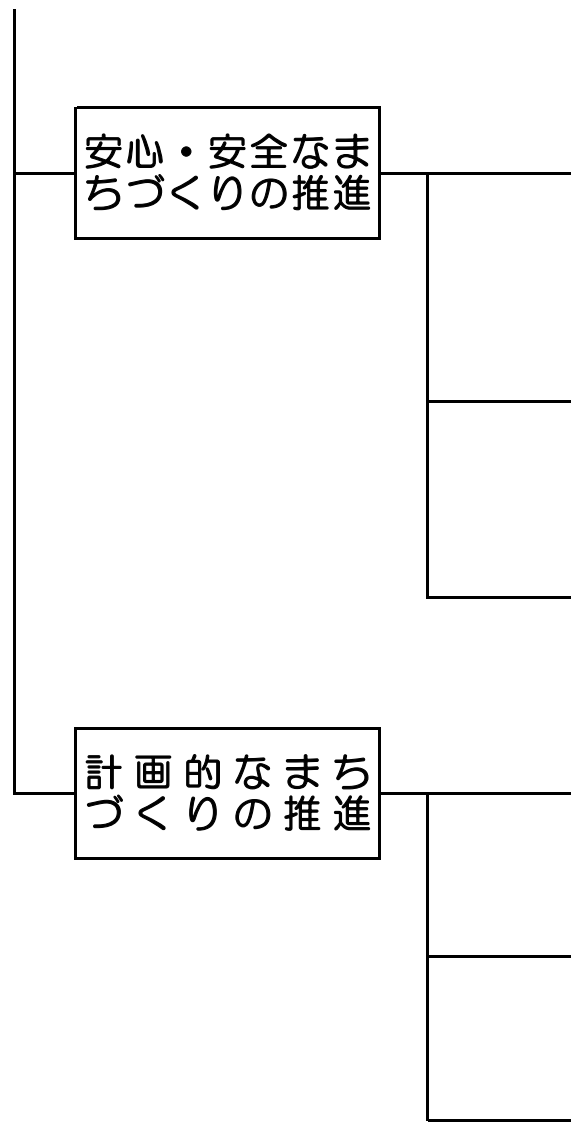
きれいで清潔な
まちにしよう

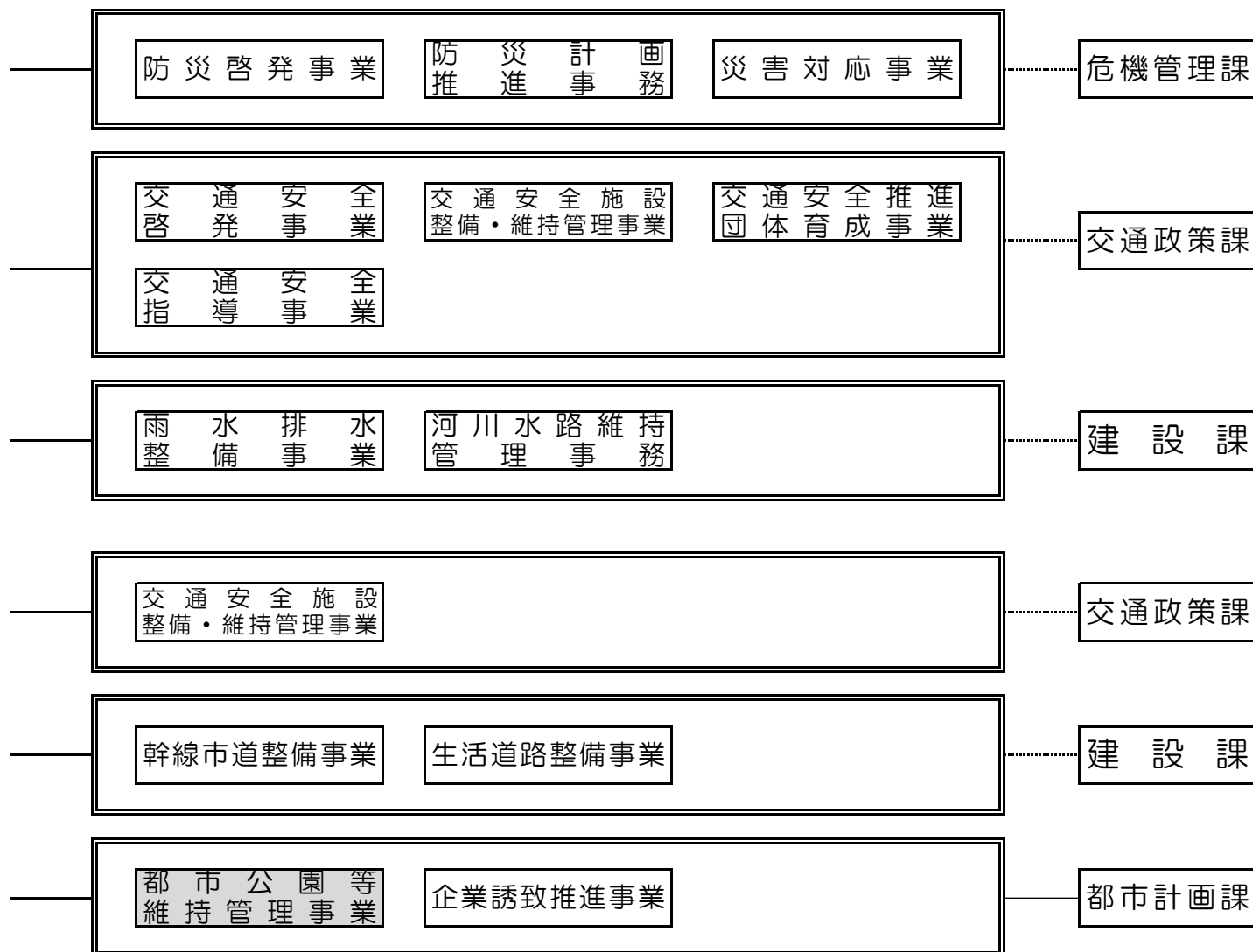
環境美化
啓発の推進





計 画 対 象 事 業			担 当 課
—	高麗郷古民家等 利 活 用 事 業		産業振興課
	屋外広告物事務		都市計画課
	文化財室維持 管 理 事 業	埋 蔵 文 化 財 調 査 事 業	生涯学習課
	文化財保護事業	指定文化財 維持管理事業	
		高麗郷民俗資料館 維持管理事業	
—	放 置 自 転 車 対 策 事 業		交通政策課
—	都 市 公 園 等 維 持 管 理 事 業		都市計画課





基本目標

地球のことを考えて行動するまちをめざして（地球環境）

取り組み方針

地球のことを
意識した生活
を送ろう

資源循環型の
ライフスタイル
を実践しよう

大切な環境を考
え行動をする人
を育てよう

環境施策

再生可能エネルギー導入の推進

省エネルギー
対策の推進

地産地消の推進

進行する地球温暖化の影響
に向けた適応策の推進

ごみの発生抑制
とリサイクルの
推進

廃棄物の適正
処理の推進

環境教育・
学習の推進

市民等による
環境保全活動
の推進

計 画 対 象 事 業			担 当 課
地球温暖化 対策推進事業			環境課
地球温暖化 対策推進事業			環境課
公用車維持 管理事務	庁舎等維持 管理事業		管財課
バス交通利用 促進事業	鉄道利用 促進事業	高齢者等おでかけ 支援事業	交通政策課
商工振興活動 団体支援事務	特産品創出事業	農業後継者 対策事業	産業振興課
学校給食事業			教育総務課
ごみ減量化再 資源化推進事業			環境課
一般廃棄物処理 業等許可事務	一般廃棄物収集 運搬処理事業	一般廃棄物最終処 分場維持管理事業	環境課
緑の保全 推進事業	清流保全 対策事業		環境課
緑の保全 推進事業	清流保全 対策事業		環境課

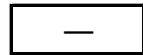
Ⅳ. 平成30年度の主な取り組み実績

1. 山と水と生き物に囲まれたまちをめざして（自然環境）

数値目標



目標達成



成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成30年度	目標年次 令和2年度
日和田山などへの植栽実績	本	137	165	150
遊休農地面積	ha	44.6	47.6	40
認定新規就農者	人	0	2	5
森林間伐面積	ha	13.6	78.4	100

取り組みの方針1：水と緑を保全しよう

（1）山と農地の緑の保全

主な成果	【環境課】 <緑の保全推進事業> ○緑の基金感謝状贈呈式（贈呈者個人 1名、3法人）や植樹会を実施し、自然環境の保全のPRができました。また、植樹会では、子どもから高齢者までの多くの方に参加（52名）いただき、ミツバツツジ35本を植えました。 ○市民の森-日和田山環境ボランティアにより日和田山の整備を実施しました。
	【産業振興課】 <遊休農地活用促進事業> ○平成30年度に合計129筆、14.9haの利用集積を行い、農地の有効活用を図りました。 ○3か所開設している市民農園にて120名の市民が農地を有効に利用しました。 <観光地美化事業> ○年間を通してハイカーやバーベキュー客が多いため、観光地の美化活動を近隣のボランティア団体に委託することにより、ハイキングコースや河川等をきれいな状態に保つことができました。 <農業後継者対策事業> ○学校農園、緑の学校ファームでは、各学校に資材、種苗等を提供することで、子どもたちが農業に触れることができました。また、成果を市民まつり農産物品評会場で展示発表しました。 ○体験農場事業では、新規事業として、特産品の栗をテーマにした「親子栗拾い体験」を実施することができました。 <土地改良事務> ○入間第二用水土地改良区との負担協定により、計画的な水路改修を実施することができました。 <担い手農家育成事業> ○効率的かつ安定的な経営体を目指す農業者に対し、利子補給を行い、農業者の経営安定を図ることができました。 ○認定農業者の増加が図れました。 <農業振興地域整備計画事務> ○農業振興地域整備計画により、適切な農地の保全を図ることができました。 ○農業振興地域整備計画書の見直しに向けた意向調査を実施しました。

主な成果	＜林業振興事業＞ ○林業の経営の再生を図るため、関係団体と事業実施について連携して情報交換を行いました。 ○林道炭釜線、林道関に入線及び林道山根線の修繕等を実施しました。 【農業委員会事務局】 ＜遊休農地解消事業＞ ○農地の経営状況調査を行うとともに、農地のあっせんを行うための売買や賃借に関するアンケートを行いました。 ○農地利用状況調査を実施し、遊休化している農地について、適正指導を行いました。 ○農地利用状況調査を通して、農業経営の拡大を図る農業者へ、農地のあっせんを行いました。 ＜農業委員会運営事務＞ ○農地の利用状況等を常に把握するため、農地パトロールを行いました。 ○農地の権利移動について、農業委員会総会で審議し、許可書を適正に発行しました。 ＜農業委員会広報事務＞ ○農業者に農業生産力の発展や地位向上が図れるよう年2回、市内農家約1,600世帯に農業委員会だよりを配布し、農業に関する情報等の提供を行いました。
今後の方向性	【環境課】 ＜緑の保全推進事業＞ ○日和田山地内の樹木が高木・老木化が進んでいるため、補助金等を活用し、樹木の剪定を行う必要があります。 ○ボランティア活動への市民参加促進と活動支援を継続して行います。 【産業振興課】 ＜遊休農地活用促進事業＞ ○企業の農業参入は遊休農地を解消する手段として有効です。しかし、地権者調整、現地調査、再生工事調整にかなりの費用と労力が必要となります。費用対効果も踏まえて、企業との関わり方について、一部改善、検討が必要となります。 ○農地の利用集積を行うにあたり、タイミング等担い手の都合で借りられない農地もありましたので、引き続き利用調整を継続していきます。 ＜観光地美化事業＞ ○美化清掃活動を委託している団体や個人が、高齢化により清掃活動が困難な状況にあります。今後、後継者を育成していくことが課題です。 ＜農業後継者対策事業＞ ○市の特産品を利用した収穫体験等、新規事業の実施について検討していきます。 ＜土地改良事業＞ ○農業用水の安定確保を図るため、計画的な水路改修を実施する必要があります。 ＜担い手農家育成事業＞ ○認定農業者制度について、農業委員会だよりやホームページ等を活用し周知を図ります。 ○新規認定農業者の認定に努めます。 ＜農業振興地域整備計画事務＞ ○道路等の社会基盤の整った地域については、まちづくり全体の中で農業振興に支障のない範囲で適切に変更することが必要となります。 ＜林業振興事業＞ ○森林環境譲与税の用途について検討する必要があります。 ○手入れがされていない森林が増えているため、倒木等による除去費用の増加が懸念されます。

今後の方向性	【農業委員会事務局】 ＜遊休農地解消事業＞ ○農地のあっせんにより、農地集積を図りましたが、農業者の高齢化や担い手不足などの理由から、耕作放棄となる農地が増える傾向にあり、平成30年度の遊休農地面積は昨年度と比較し、約10haの増となりました。 ○各種調査、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動による農業者や農地所有者の意向を把握した結果を基に、耕作放棄となりうる可能性のある農地の適正利用と農地のあっせんを行います。 ＜農業委員会運営事務＞ ○違反地に対し指導のみではなく、農地法及び関連法令に関する理解をしていただけるよう指導を行う必要があります。 ○パトロール等で現地に行った際に、農業者とその場で意見交換するようにし、より多くの声を反映させた施策を取り入れ、農業経営の向上を図ります。 ＜農業委員会広報事務＞ ○農業委員会の活動や農業に対する最新の情報及び状況を伝えられるよう、農業委員会だよりの内容を分かりやすく改善していきます。
--------	---

(2) 清流の保全と良好な水辺空間の確保

主な成果	【環境課】 ＜清流保全対策事業＞ ○清流保全啓発ポスターは、市内の小・中学生から多くの作品（838名）を応募していただきました。 ○河川水質分析調査の結果、良好な河川環境が維持されていることが分かりました。 【産業振興課】 ＜観光地美化事業＞ ○年間を通して、ハイカーやバーベキュー客が多いため、観光地の美化活動を近隣のボランティア団体に委託することにより、ハイキングコースや河川等をきれいな状態に保つことができました。 ＜観光活性化事業＞ ○お散歩マップの作成など体験型観光を展開するための取り組みにより、曼珠沙華以外の観光資源をPRし、通年観光の促進を図ることができました。 ○巾着田で開催した「春まつり」では飯能青年会議所と連携し、子どもたちが楽しめる体験型観光イベントを展開することができました。 ○高麗郡建郡1300年を契機とし、広域観光連携を強化することができました。 【建設課】 ＜河川・水路整備事業＞ ○区長要望に基づき、護岸工事等必要な整備を実施しました。これにより、法面の洗掘等による被害の拡大を防ぐことができました。
今後の方向性	【環境課】 ＜清流保全対策事業＞ ○身近な河川は、生活排水の影響を直接受けるため、今後も生活排水が河川に与える影響を市民に周知し、水質保全に対する啓発を図ります。 ○継続してデータの収集や蓄積を行い、分析調査結果をホームページ等で周知し、地域住民の水質浄化への意識を高めていきます。 ○生活排水対策事業と合わせ効果的な啓発を行います。 【産業振興課】 ＜観光地美化事業＞ ○美化清掃活動を委託している団体や個人が、高齢化により清掃活動が困難な状況にあります。今後、後継者を育成していくことが課題です。 ＜観光活性化事業＞ ○高麗郡建郡1300年のレガシーの継承、東京2020年オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした観光振興を図る課題があります。 ○日高市観光協会と連携を深め、更なる通年観光を推進していく必要があります。

【建設課】

＜河川・水路整備事業＞

○財源の確保が課題となり、部分的な改修に留めざるを得ない状況ですが、河川環境の改善による被害の軽減等を図るため、計画的な河川改修について検討していく必要があります。

取り組みの方針２：生き物を大切にしよう

（１）生き物の生育・生息空間の確保

【環境課】

＜清流保全対策事業＞

○河川水質分析調査の結果、良好な河川環境が維持されていることが分かりました（資料19ページ）。

○ウグイの放流イベントでは、生きた魚に直接触れる体験を小学生に提供することで、清流保全への関心を高めることができました。

＜緑の保全推進事業＞

○市民の森-日和田山環境ボランティアにより日和田山の整備を実施することができました。

○自然観察会では、日高の自然を知る機会を提供することができました。

＜鳥獣対策事業＞

○日高猟友会とのアライグマ回収運搬処理業務委託契約を締結し、猟友会出勤回数が94回、アライグマ処理数が137頭でした。

○アライグマの回収運搬及び処理が速やかかつ適正に行えるよう猟友会との契約内容を見直しました。

【産業振興課】

＜有害鳥獣駆除対策事業＞

○鳥獣被害防止対策として、野生動物被害防止柵設置補助金を創設し、農地へ侵入する有害鳥獣を防ぐことができました。

○市民からの被害報告があげられた際、速やかに現地確認を行い、猟友会会員に伝達することができました。

【環境課】

＜緑の保全推進事業＞

○環境ボランティアが、年々高齢化しているため、若年層の参加を増やすためのPR活動を行います。

○日和田山地内の樹木が高木・老木化が進んでいるため、補助金等を活用し、樹木の剪定を行う必要があります。

＜鳥獣対策事業＞

○箱わなの設置等も専門的な知識を有する猟友会に委託するなど、さらなる効率化を目指します。

＜清流保全対策事業＞

○河川水質・水生生物の分析調査結果について、ホームページなどにより、市民へわかりやすく公表していきます。

○身近な河川は、生活排水の影響を直接受けるため、今後も生活排水が河川に与える影響を市民に周知し、水質保全に対する啓発を図ります。

【産業振興課】

＜有害鳥獣駆除対策事業＞

○大型の有害鳥獣の発生が増えています。

○猟友会会員等関係機関の高齢化が問題となっています。資格取得方法や猟友会の活動について積極的に案内していきます。

2. 健康で安心・安全に暮らせるまちをめざして（生活環境）

取り組みの方針1：公害のないまちをめざそう

数値目標



目標達成



成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成30年度	目標年次 令和2年度
二酸化硫黄濃度の環境基準による評価 （日高局：高麗川南公民館）	ppm	0.002	0.004	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
二酸化窒素濃度の環境基準による評価 （日高局：高麗川南公民館）	ppm	0.020	0.019	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
浮遊粒子状物質濃度の環境基準による評価 （日高局：高麗川南公民館）	mg/m ³	0.053	0.041	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
光化学オキシダント濃度の環境基準による評価 （日高局：高麗川南公民館）	ppm、時間	1年間で0.06ppm を超えた時間数 613時間	1年間で0.06ppm を超えた時間数 549時間	環境基準の達成（0.06ppm を超えた時間がない）
高麗川（諏訪橋上流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：＜0.5 濁水期：0.5	増水期：＜0.5 濁水期：1.3	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
高麗川（平谷川合流点下流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：0.5 濁水期：0.5	増水期：0.7 濁水期：1.4	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
高麗川（高麗川橋下流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：0.5 濁水期：0.5	増水期：0.5 濁水期：0.8	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
小畔川（小畔川上流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：0.6 濁水期：0.6	増水期：0.5 濁水期：0.9	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
小畔川（境橋上流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：1.7 濁水期：8.7	増水期：0.7 濁水期：9.6	環境基準の達成（増水期、 濁水期：3以下）
小畔川（中田橋下流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：1.0 濁水期：4.9	増水期：0.7 濁水期：7.2	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
第二小畔川（落合橋十流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：＜0.5 濁水期：1.8	増水期：0.6 濁水期：1.4	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
下小畔川（上ノ条公会堂下流100m）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：0.8 濁水期：1.3	増水期：0.8 濁水期：2.5	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
南小畔川（神流橋上流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：0.8 濁水期：6.7	増水期：0.8 濁水期：0.9	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
宿谷川（鳥谷谷戸橋下流）の水質（BOD）の環境基準による評価	mg/ℓ	増水期：0.5 濁水期：0.5	増水期：0.5 濁水期：＜0.5	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）
雨水幹線整備率	%	5.4	7.1	9.0
生活排水処理率（水洗化率）	%	98.5	98.9	99.0
公共下水道普及率	%	58.5	60.1	72.0
ダイオキシン濃度の環境基準による評価 （日高局：高麗川南公民館）	pg-TEQ/m ³	0.018	0.019	環境基準の達成状況の維持 （基礎年次の値以下）

（1）大気環境の保全

主な成果	【環境課】
	＜生活環境衛生事業＞ ○庁舎の空間放射線量測定を定期的(月1回)に実施し、その結果をホームページに掲載しました。 ＜公害対策事業＞ ○降下ばいじん測定の結果(資料11ページ)、例年との数値の変化はなく、また自動車騒音測定の結果についても基準値内であることから、生活への影響が低いことが確認できました。 ○光化学スモッグやPM2.5、放射線量などの数値について、ホームページにて情報を提供し、市民の健康管理や安心安全につなげることができました。

【環境課】

＜生活環境衛生事業＞

○空間放射線量測定結果の公表や測定器の貸出しなど、市民にわかりやすい情報提供を行います。
○環境基本計画の施策に対する市民の関心を高めるため、ホームページ等による報告書の公表（毎年度）を行います。

＜公害対策事業＞

○公害苦情相談等の対応に関しては、現場を確認し、公平中立な立場での判断ができるよう努めます。
○相談内容によっては、複雑な内容で解決までに長期間を要したり、解決に至らないものが多数あります。県や他市との情報交換する機会を増やす必要があります。

（２）水質環境の保全

【環境課】

＜清流保全対策事業＞

○清流保全啓発ポスターは、市内の小・中学生から多くの作品（838名）を応募をしていただきました。
○河川水質分析調査の結果、良好な河川環境が維持されていることが分かりました（資料19ページ）。

＜公害対策事業＞

○水質汚染に関する相談が7件ありましたが、迅速に対応し、処理することができました。

＜環境美化推進事業＞

○「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」には、区とボランティア団体等に参加していただきました。

＜生活排水対策事業＞

○合併処理浄化槽への転換を強力に実施するため、転換補助金の増額を引き続き実施し、生活排水による水質汚濁の防止と快適な生活環境の充実に努め、47件の転換を行うことができました。
○平成18年度以降に転換の補助をした浄化槽で、法定検査未受検の方に対して、法定検査についての文書による指導を行いました。単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換及び適正な維持管理について、引き続き普及啓発を行います。
○平成25年度より合併処理浄化槽の適正な維持管理を促すため、合併処理浄化槽維持管理費補助金を創設し、平成30年度は536件の補助を行いました。このことにより、法定検査受検率が向上しました。

【下水道課】

＜管渠整備事業＞

○武蔵高萩駅北土地区画整理事業施行区域内等において延長544.04mの污水管渠を布設したことにより、生活環境の改善を図ることができました。
○高麗処理分区の公共下水道接続に必要なポンプ施設の設計業務を進めることができました。

＜下水道接続促進事業＞

○公共下水道の整備完了地区で、未接続により投資効果が十分発揮されていない箇所176件を接続済みとし、水洗化することができました。これにより水洗化率が昨年と比べ0.3ポイント増加し、98.2%となりました。

＜浄化センター整備事業＞

○高麗処理分区の公共下水道への接続に起因した、日高市浄化センター污水处理施設の増設が完成し、新たに稼働を開始しました。

＜浄化センター維持管理事業＞

○節電に配慮しながら適切な管理をすることができました。
○放流水の水質について、法的に要求する基準を大きく下回り適切に管理することができました。
○包括的民間委託の範囲拡大を図るため、研究、検討、実証を行うことができました。

＜農業集落排水施設維持管理事業＞

○施設管理や設備の修繕を適切に行い、安定した水質を保つことができました。

＜管渠維持管理事業＞

○高萩地内や中鹿山地内において、老朽化した人孔鉄蓋や取付管の修繕工事を34箇所実施し、施設の機能改善を図ることができました。
○高萩地内や栗坪地内において、管路施設の清掃業務など必要な維持管理を行うことにより、既存施設の機能を確保することができました。

主な成果	<コミュニティプラント維持管理事業> ○老朽化の顕著な既設人孔蓋20か所を鋳鉄製のものへと交換しました。これにより、騒音、振動等が解消され、生活環境の改善を図ることができました。 ○高麗処理分区の公共下水道への接続を見据え、県道川越日高線に埋設されている排水管渠を今後も恒久的に使用するために必要である、更生など管渠の修繕工事を実施することができました。 ○施設管理や設備の修繕を適切に行い、安定した水質を保つことができました。
今後の方向性	【環境課】 <清流保全対策事業> ○身近な河川は直接生活排水の影響を受けるため、今後も生活排水が河川に与える影響を市民に周知し、水質保全に対する啓発を図っていきます。 <公害対策事業> ○公害相談等の対応に関しては、現場を確認し、公平中立な立場での判断ができるよう努めます。 <環境美化推進事業> ○今後も継続し、不法投棄防止パトロールや投棄物の早期撤去に努めていく必要があります。 <生活排水対策事業> ○浄化槽の維持管理について周知し、特に法定検査の受検率向上に努めます。 ○単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換をさらに促進します。
	【下水道課】 <管渠整備事業> ○公共下水道の更なる普及促進を図るため、下水道認可区域内の未整備箇所について、計画的に管渠整備が実施できるよう、今後も関係課所と協議、調整を進めていきます。 ○引き続き、高麗処理分区の公共下水道への接続に必要なポンプ施設等の整備を計画的に進めていきます。 ○管渠整備に関する安全方策、安全対策を講じていきます。 <下水道接続促進事業> ○水洗化率の向上により投資効果の早期発現がかなうよう、今後も公共下水道への接続普及促進に努めていきます。 <浄化センター整備事業> ○社会情勢の変化等により、施設の新設工事の際には耐震性を強化する必要がある、そのための費用の増大が懸念されます。 ○供用開始から30年が経過し、今後更新が必要となる設備の増加が予想されます。 <浄化センター維持管理事業> ○当施設の維持管理については、包括的民間委託を行っておりますが、使用電力量をはじめ経費の更なる節減が図れるよう、今後も委託業者のノウハウを生かし、効果的な施設の維持管理を行います。 ○放流水の水質については、さらに引き続き適正な管理を行い、公共用水域の水質保全に努めます。 ○老朽化した処理場内の施設について、日高市下水道ストックマネジメント計画に基づき、更新や修繕工事を実施していきます。 <農業集落排水施設維持管理事業> ○市内汚水処理施設の効率化やコストの低減を目的として、農業集落排水の公共下水道への接続を検討していきます。 <管渠維持管理事業> ○良好な生活環境を維持していくため、状況の把握と老朽化した管渠の修繕、清掃業務など既存施設の適正な維持管理を行う必要があります。 ○全国的に進んできている管渠維持包括管理委託について、事務の効率化及び経費節減を図るため、調査及び検討を進めていく必要があります。 <コミュニティプラント維持管理事業> ○劣化の著しい既設人孔蓋について、引き続き計画的な修繕を実施し、既存施設の適正な維持管理に努めるとともに、生活環境の改善を図ります。 ○引き続き県道川越日高線埋設管渠を恒久的に使用できるよう未整備区間の厚生工事を行います。 ○浄化センターに接続するまでの間、老朽化した高麗汚水処理施設の適正な維持管理を実施する必要があります。 ○日高市浄化センターへの接続を見据え、既設管渠の更生等必要な修繕工事を計画的に進めていきます。

(3) 騒音・振動および悪臭の防止

主な成果	【環境課】 ＜公害対策事業＞ ○騒音・振動に関する相談が20件、悪臭に関する相談が22件ありましたが、迅速に対応し、処理することができました。 ○飯能寄居線において、自動車騒音常時監視業務を実施しました。 ○騒音、振動、悪臭の対策について、各種研修に参加し、職員の意識の高揚を図りました。
今後の方向性	【環境課】 ＜公害対策事業＞ ○今後も騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、適正な対応を図ります。 ○毎年度、市内主要路線（国道・県道）において自動車騒音常時監視業務を実施し、結果について順次公表します。 ○公害相談等の対応に関しては、現場を確認し、公平中立な立場での判断ができるよう努めます。

(4) その他の公害の防止

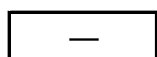
主な成果	【環境課】 ＜公害対策事業＞ ○不法な野外焼却の防止徹底を図りました。
今後の方向性	【環境課】 ＜公害対策事業＞ ○公害相談等の対応に関しては、現場を確認し、公平中立な立場での判断ができるよう努めます。

取り組みの方針2：きれいで清潔なまちにしよう

数値目標



目標達成



成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成30年度	目標年次 令和2年度
ごみゼロの日・クリーン日高市民運動参加者	人	12,379	12,731	14,000

(1) 環境美化啓発の推進

主な成果	【環境課】 ＜環境美化推進事業＞ ○市民の間で5月末の「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」が年間行事として定着してきました。 ○空き地や道路等に捨てられていたごみが少なくなり、ごみを捨てにくい環境づくりができました。 ＜狂犬病予防対策事業＞ ○狂犬病予防法に基づく犬の登録及び予防注射を受けた飼い主に対して、鑑札及び注射済票の交付を行うとともに狂犬病の発生に備え、狂犬病予防集合注射5日間実施しました。
今後の方向性	【環境課】 ＜環境美化啓発事業＞ ○「ごみゼロの日・クリーン日高市民運動」により、道路等に捨てられていた可燃ごみや空き缶等は少なくなりましたが、歩道脇の雑草等が繁茂しているところがあるため、除草等も併せて実施する必要があります。 ＜狂犬病予防対策事業＞ ○日曜日に狂犬病予防集合注射を実施したことにより狂犬病予防注射を受けている頭数が全体の約8割と増加しましたが、今後も予防注射未実施の飼い主に対して、予防注射を周知する必要があります。

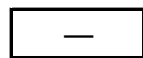
3. 文化的で心地よく過ごせるまちをめざして（文化環境）

取り組みの方針1：くつろぎのある空間をつくろう

数値目標



目標達成



成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成30年度	目標年次 令和2年度
市民一人あたりの公園面積	m ² /人	5.94	7.23	7.5
都市計画道路の整備率	%	49.9	60.7	52
市道の改良率	%	30.6	30.9	33
自主防災組織率	%	88.1	99.3	100
住宅の耐震化率	%	80	81.7	95
幹線道路等舗装補修率	%	42	58.9	100
橋りょうの定期点検実施率	%	0	100	100

（1）文化の保全と景観づくりの推進

主な成果	【産業振興課】 ＜高麗郷古民家等利活用事業＞ ○高麗郷古民家サポーターズクラブの協力により、歳時記イベントなどを開催しました。 ○施設をロケ地として活用しました。
	【都市計画課】 ＜屋外広告物事務＞ ○良好な住環境を保全するため、屋外広告物（広告板、広告塔、建物の壁面広告等）の規模・色彩・設置場所・管理状況の指導などのパトロールを実施し、景観の形成、風致の維持又は公衆に対する危害防止に努めました。
	【生涯学習課】 ＜文化財室維持管理事業＞ ○適正な維持管理を行うことができました。 ＜埋蔵文化財調査事業＞ ○記録保存を行うことにより、開発から埋蔵文化財を保護することができました。 ○地域の歴史を物語る貴重な資料を得ることができました。 ○捨石遺跡の埋蔵文化財発掘調査報告書を刊行しました。 ○発掘調査の結果を埋蔵文化財巡回展で活用しました。 ＜指定文化財維持管理事業＞ ○管理委託契約や補助金を交付をすることにより、指定文化財の保護、保存、管理を行うことができました。 ＜文化財保護事業＞ ○聖天院文化財説明板をリニューアルし、来訪者にわかりやすく紹介することができました。 ○市民歴史講座「縄文時代 まつりと儀礼」を開催し、土偶や石棒などの遺物や、配石などの遺構として残された縄文時代の人びとの精神文化について市民に理解を深めてもらうことができました。 ＜高麗郷民俗資料館維持管理事業＞ ○市内で使われていた民具を通して、人々の生活、産業を紹介できました。 ○企画展では「日高の石造物展」を開催しました。

今後の方向性	【産業振興課】 ＜高麗郷古民家等利活用事業＞ ○市の重要な観光拠点のひとつとして、多くの観光客に訪れていただくための周知及び巾着田で開催されるイベント時の誘客等を図る必要があります。 ○歳時記に合わせたイベントを古民家サポーターズクラブの協力により引き続き実施し、地域の伝統・文化の継承に努める必要があります。 ○施設の特徴を生かし、ロケ地として活用していただけるよう、広く周知を図る必要があります。 ○裏山の今後の活用方法の検討及び維持管理について方向性を検討する必要があります。
	【都市計画課】 ＜屋外広告物事務＞ ○許可できない規模・色彩・設置場所では無許可で設置する事業者がいるため、引き続きパトロール等により、設置状況を調査して撤去や改善等の指導を実施していく必要があります。
	【生涯学習課】 ＜文化財室維持管理事業＞ ○施設や設備の改修を行っていく必要があります。 ＜埋蔵文化財調査事業＞ ○年によって開発件数に波があり、計画を立てるのがむずかしい状況となっています。 ○調査報告書の刊行が滞っています。 ○調査体制の充実を図り、調査報告書の刊行計画などを整備する必要があります。 ○出土品の収蔵スペースが不足しており、今後出土遺物の収蔵場所の確保を検討する必要があります。 ＜指定文化財維持管理事業＞ ○指定文化財の老朽化した説明板の修繕や新設を計画的に実施する必要があります。 ○高麗家住宅防災設備の老朽化に備え、設備の交換について計画を作成する必要があります。 ○国指定高麗村石器時代住宅跡の整備に向け、追加指定してゆく必要があります。 ＜文化財保護事業＞ ○市内に所在する様々な文化財のしっかい調査（基礎調査）が今後とも重要となります。 ＜高麗郷民俗資料館維持管理事業＞ ○施設が木造で耐火構造になっていないため、他市町村からの資料借用ができない状況であり、展示内容に限界があります。

（２）くつろげる空間の確保

主な成果	【交通政策課】 ＜放置自転車対策事業＞ ○自転車放置禁止区域内に撤去警告の横断幕を設置し、自転車利用者のマナー向上に努めました。
	【都市計画課】 ＜都市公園等維持管理事業＞ ○地元区や指定管理者と協議し、公園利用者及び近隣住民の立場で、より安全・快適に公園が利用できるよう、総合公園等の維持管理、高木剪定等を行いました。 ○街区公園等の除草、剪定、清掃業務等を一括して注文し、計画的な管理を行い、経費の節減に努めました。 ○都市公園等において、老朽化した遊具等の更新及び修繕、撤去等を行いました。

【交通政策課】

＜放置自転車対策事業＞

- 武蔵高萩駅あさひ口の第1自転車駐車場の利便性が高いため利用が集中しています。引き続き、第3自転車駐車場の利用の啓発に努めていきます。
- 四反田堀西駐車場の利便性が高いため、通路にまで自転車が置かれている状況があります。引き続き、空きのある自転車駐車場の利用の啓発に努めていきます。
- 高麗川駅周辺は自転車駐車場の確保に当たり、市有地の有効利用を検討する必要があります。
- 放置自転車の台数が多いため、市民に自転車管理の大切さについて啓発していきます。

【都市計画課】

＜都市公園等維持管理事業＞

- 総合公園を含む都市公園等において、公園施設や遊具等の老朽化及び樹木の成長による大木化や老木化が進み、施設等の計画的な更新や修繕、樹木等の管理を継続して行っていく必要があります。

(3) 安心・安全なまちづくりの推進

【危機管理課】

＜防災啓発事業＞

- 78行政区の参加を得て、安否確認訓練を実施することにより、万一の災害が発生した際に活用できる実践的な取り組みとなりました。

＜防災計画推進事務＞

- 地域防災計画の改訂については、防災会議委員による意見及び市民コメントの募集結果を踏まえ改訂しました。

＜災害対応事業＞

- 台風が発生し、市域に接近する恐れがある場合、事前に初動で対応する担当課と協議を行い体制を整え、天候が悪化する前に土のう等の準備を行いました。
- 備蓄食糧の計画的な入れ替えを実施し、期限が切れる前に自主防災組織やフードバンクに配布することで有効活用することができました。

【交通政策課】

＜交通安全啓発事業＞

- 季節ごとの交通安全運動、市民まつりの交通安全の呼びかけなどで、警察及び交通関係団体と連携し、多くの人に交通安全意識の啓発を図ることができました。また、市ホームページや広報紙などを活用しPRを行いました。
- 市内小学校6校の新1年生に市のマスコットキャラクター入りランドセルカバー（500校）を飯能地方交通安全協会とともに作成し、配布しました。
- 自転車安全利用の日の啓発活動等により、自転車マナーの向上を呼びかけました。

＜交通安全施設整備・維持管理事業＞

- 区長要望に基づき、道路照明灯及び道路反射鏡の新規設置や道路標示等を整備したことで、交通安全の確保につながりました。
- 老朽化による道路照明灯器具、道路反射鏡及び道路標示等の修繕を実施したことにより、交通安全の確保につながりました。
- 長期賃貸借契約によりLED灯に更新した道路照明灯（4,017基）を適切に維持管理しました。

＜交通安全推進団体育成事業＞

- 市民まつりの交通安全コーナーで交通安全啓発活動を行い多くの市民の参加がありました。
- PTAの協力により、交通安全マスコットの作成及び市民まつりの交通安全コーナーでの交通安全啓発活動が実施されました。
- 学校を通じて、母の会だよりを小・中学生のいる全戸に配布しました。

＜交通安全指導事業＞

- 交通安全意識の向上を図るため、小・中学校、幼稚園、保育所、子ども会の交通安全教室を開催し、多くの児童及び生徒に交通安全教育を実施することができました。
- 市内すべての小・中・高等学校で交通安全教室を実施することができました。
- 高齢者が関与した交通事故発生件数が多いことなどから、高齢者や障がい者を対象とした交通安全教室を開催しました。

主 な 成 果	【建設課】 ＜雨水排水整備事業＞ ○道路冠水やこれに起因する周辺への影響などに対し、側溝、管渠等の雨水排水施設を整備し、道路環境の改善を行うことによって、被害軽減が図れました。 ＜河川水路維持管理事務＞ ○大谷川流域の浸水対策により設置した施設の適切な維持管理等を行うことにより、河川災害を防ぎ、継続的な安全性が確保されました。 ○研修会等の活動を通じて構成団体が連携し取り組むことにより、河川事業に関する知識の習得が図れました。
今 後 の 方 向 性	【危機管理課】 ＜防災啓発事業＞ ○今後も継続的に訓練を実施していく必要があることから、訓練内容に工夫を凝らしてマンネリ化しない取り組みが必要です。 ＜防災計画推進事務＞ ○大規模災害の教訓から新たに盛り込むべき課題や対策について関係機関及び関係課と調整し検討する必要があります。 ＜災害対応事業＞ ○台風や大雨・降雪による災害情報の収集や対策をとる場合については、気象状況の経過により待機を始め、長時間の対応に迫られることから、現場作業に危険を伴う場合があります。 ○情報収集を行い、市民への情報提供を複数の手段で速やかに伝達する必要があります。 ○災害資機材の定期的な点検整備や備蓄食料等の棚卸しなどを行う必要があります。 【交通政策課】 ＜交通安全啓発事業＞ ○市内では交通死亡事故が2件発生しました。前年比では1件の減少となりましたが、県内では175名もの尊い命が犠牲になっており、全国ワースト3位でした。死亡事故が1件でも減るように啓発活動を継続する必要があります。 ○交通事故の被害者の多くが高齢者であることから、警察と連携し、高齢者を対象とした交通事故防止啓発を図っていく必要があります。 ○自転車を利用するための啓発を図っていく必要があります。 ○自転車用ヘルメットの着用促進や自転車の安全利用啓発を図っていく必要があります。 ＜交通安全施設整備・維持管理事業＞ ○全国的に児童や高齢者が交通事故に巻き込まれるケースが多く発生し、交通安全施設設置要望が以前より増加しています。引き続き、計画的に施設が整備できるよう調整していく必要があります。 ○道路標示等の損耗が多く、修繕依頼の要望が増加しています。警察と連携し、計画的に維持修繕を行っていく必要があります。 ○長期賃貸借契約によりLED灯に更新した道路照明灯を適切に管理していく必要があります。 ＜交通安全推進団体育成事業＞ ○交通安全母の会の会員数が、年々減少傾向にあり、母の会の活動に支障をきたしています。今後も、PTA、学校等に現状を説明し、活動協力の依頼を行っていきます。 ○母の会の会員募集は地区単位で行うほか、ホームページや広報紙等で個人単位での会員募集も行っていきます。 ＜交通安全指導事業＞ ○高齢者の安全教育の機会が少ないため、警察及び交通関係団体と連携し、多くの高齢者が交通安全教育を受けられるように検討していきます。 【建設課】 ＜雨水排水整備事業＞ ○整備箇所の選定にあたっては、区長要望事項に重点を置いていますが、広域的な視点に立ち、課題解決に向けた検討を行う必要があります。 ＜河川水路維持管理事務＞ ○大谷川排水機場施設の維持管理等の負担金に関しては、流域関係市の役割として、引き続き適正に支出する必要があります。

(4) 計画的なまちづくりの推進

主な成果	【交通政策課】 ＜交通安全施設整備・維持管理事業＞ ○老朽化による道路照明灯、道路反射鏡、道路標示等の修繕を実施しました。 ○長期賃貸借契約によりLED灯に更新した道路照明灯（4,017基）を適切に維持管理しました。 【建設課】 ＜幹線市道整備事業＞ ○飯能寄居線バイパスの全線供用開始を見据え、アクセス強化などを図るため進めてきた、市道幹線2号の道路整備が完成しました。 ○地元からの要望に基づき、市道幹線51号（板仏踏切から板仏交差点）の、用地を取得し歩道整備工事を発注しました。 ＜生活道路整備事業＞ ○区長要望に基づき、前年度用地を取得した生活道路の整備を行いました。既存道路用地を有効活用して側溝を設置し、路肩を拡幅したことで、歩行空間が確保されるなど、道路環境の改善や、利便性の向上が図れました。 【都市計画課】 ＜都市公園等維持管理事業＞ ○地元区や指定管理者と協議し、公園利用者及び近隣住民の立場で、より安全・快適に公園が利用できるよう、都市公園等の維持管理、高木剪定等を行いました。 ○街区公園等の除草、剪定、清掃業務等を一括して発注し、計画的な管理を行い、経費の節減に努めました。 ○都市公園等において、老朽化した遊具等の更新及び修繕、撤去等を行いました。 ＜企業誘致推進事業＞ ○立地企業数や就業者数等を調査するとともに、企業のニーズの把握に努め、企業立地の促進を図ることができました。 ○誘致した企業のアフターフォローとして、合同企業説明会を開催し、企業の雇用支援を図ることができました。
今後の方向性	【交通政策課】 ＜交通安全施設整備・維持管理事業＞ ○道路標示等の損耗箇所が多く、修繕依頼の要望が増加しています。警察と連携し、計画的に維持修繕を行っていく必要があります。 ○長期賃貸借契約によりLED灯に更新した道路照明灯を適切に管理していく必要があります。 【建設課】 ＜幹線市道整備事業＞ ○財源や用地確保の問題があり、十分な幅員が確保できない状況です。 ＜生活道路整備事業＞ ○引き続き限られた財源の中で、整備手段などを工夫し、地域の身近な要望にはできるだけ対応し、生活環境等の改善を図っていく必要があります。 【都市計画課】 ＜都市公園等維持管理事業＞ ○総合公園を含む都市公園等において、公園施設や遊具等の老朽化及び樹木の成長による大木化や老木化が進み、計画的な更新や修繕、樹木等の管理を継続して行っていく必要があります。 ＜企業誘致推進事業＞ ○都市計画マスタープラン等に基づき、市街化編入や地区計画制度を活用し、産業用地集約とともに、農地集約等を図り、新たな産業用地を創出する必要があります。

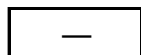
4. 地球のことを考えて行動するまちをめざして（地球環境）

取り組みの方針1：地球のことを意識した生活を送ろう

数値目標



目標達成



成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成27年度	目標年次 令和2年度
市内における温室効果ガス排出量	千t-CO ₂	1,545	1468.9	950

（1）再生可能エネルギー導入の推進

主な 成果	【環境課】 ＜地球温暖化対策推進事業＞ ○住宅用省エネルギーシステム（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、地中熱利用システム、エネファーム、定置型リチウムイオン蓄電池）の設置に対して補助を行いました。平成30年度は、太陽光発電システム30件、太陽熱利用システム1件、エネファーム1件、定置型リチウムイオン蓄電池21件、に対し補助を行いました。市内における省エネルギーシステムの普及により環境への負荷が軽減され、地球温暖化防止の取り組みに対する環境意識の向上につながりました。
	【環境課】 ＜地球温暖化対策推進事業＞ ○太陽光発電システムの設置工事の価格や電力の買い取り価格は、年々減少傾向にあります。また、技術開発やライフスタイルの変化等により、環境負荷低減のために設置される機器の進歩等が予想されるため、補助金額の増減等について検討していきます。

（2）省エネルギー対策の推進

主な 成果	【環境課】 ＜地球温暖化対策推進事業＞ ○日常生活において身近にできる地球温暖化防止対策のひとつとして、市民や企業の方にエコライフDAY（夏・冬）を実践していただくなど、効果的な啓発を行うことができました。 ○地球温暖化防止や省エネ対策の身近な取り組みとして、第6回緑のカーテンコンテストを実施し、81点の応募がありました。
	【管財課】 ＜公用車維持管理事務＞ ○効率的、経済的な車両の運行管理を行いました。 ＜庁舎等維持管理事業＞ ○庁舎高層棟東側及び低層棟の外壁等防水工事等を実施し、長期的な利用ができるように適正な維持管理を行いました。
	【交通政策課】 ＜バス交通利用促進事業＞ ○バス事業者との情報交換を通して、路線バスの利用状況などの現状把握、意思疎通をすることができました。 ○バス教室を3回開催しました。

主な成果	<鉄道利用促進事業> ○関係自治体と連携し、鉄道事業者に対する要望や利用促進イベントを行いました。 <高齢者等おでかけ支援事業> ○自力での移動が困難な高齢者等の移動手段を確保するため、75歳以上の高齢者のほか、75歳未満の運転免許証自主返納者を対象者に加え、高齢者等おでかけ支援事業を実施しました。
今後の方向性	【環境課】 <地球温暖化対策推進事業> ○引き続きエコライフDAYの実施などの身近にできる温室効果ガス削減への啓発活動を実施していきます。 ○市内事業者へ環境省が整備する環境経営に係る規格「エコアクション21」の認証・登録についての情報提供及び研修会の開催を近隣市町と合同で行います。 【管財課】 <公用車維持管理事務> ○車両購入費の抑制などの経費削減の必要がありますが、車両ごとの稼働率が高まっているため、今後も効率的な運行を検討する必要があります。 ○経過年数及び走行距離のほか、車両の状況により、安全運行のための車両の更新を図る必要があります。 <庁舎等維持管理事業> ○庁舎の老朽化に伴い、設備等の更新、修繕箇所が増加しており、より効率的かつ計画的な維持管理が必要となっています。 【交通政策課】 <バス交通利用促進事業> ○地域公共交通の確保に対し、市町村の関与が求められています。 ○バス事業者と情報交換を行い、路線バスの利用状況の確認を継続して行う必要があります。 ○高齢化や環境への配慮から、今後はバス路線の維持・確保が必要です。 <鉄道利用促進事業> ○輸送力の増強や駅施設の改善等について、各鉄道事業者に引き続き協議や要望活動を行い、利便性向上が早期に図れるように努める必要があります。 ○鉄道駅の利用者は減少傾向にあるため、利用促進に向けた啓発を図る必要があります。 <高齢者等おでかけ支援事業> ○高齢化が進む中、市民の交通手段として、路線バスやタクシー等の公共交通機関の活用が必要となります。 ○今後、高齢者や運転免許証自主返納者が増加することが見込まれるため、自力での移動が困難な人の移動手段について、引き続き検討をする必要があります。

(3) 地産地消の推進

主な成果	【産業振興課】 <商工振興活動団体支援事務> ○市内商工業者の活性化には商工会の活動が不可欠です。補助金を交付することにより、商工会事業の実施を支援することができました。 <特産品創出事業> ○研究会として、ブルーベリージャムを生産し、市民まつり等で販売しました。販路先のない生産者の収入源となりました。 ○黒斑果のぽろたん栗を使用し、新たな加工品（揚げ栗）を開発することで、廃棄ロスの軽減が図れました。 ○栗施策推進委員会では、第3回ひだか栗フェスティバルを開催し、市内外に向けた特産品のPRと市の知名度向上を図りました。 ○県単事業を活用し、市内の茶葉生産団体へ機械導入における補助を行いました。
------	--

主な成果	＜農業後継者対策事業＞ ○学校農園および緑の学校ファームでは、各学校に資材、種苗を提供することで、子どもたちが農業に触れることができました。また、成果を市民まつり農産物品評会場で展示発表しました。 ○体験農場事業では、新規事業として特産品の栗をテーマにした「親子栗拾い体験」を実施することができました。
今後の方向性	【教育総務課】 ＜学校給食事業＞ ○地場産食材の使用を積極的に行い、年間給食実施回数の約57%の給食で地場産食材を使用しました。 ○地産地消の良い点や給食でどんな地場産食材を使用しているのか等、児童生徒への食育の推進に努めます。 【産業振興課】 ＜商工振興活動団体支援事務＞ ○今後の商工会との連携について、イベント事業などを通じ密接に関わっていく必要があります。 ＜特産品創出事業＞ ○PR効果により、ぼろたん栗の購入希望者が多数ありましたが、供給量が少ないために即完売し、購入できない人が多くいました。栗の生産量を増やすためのシステムを充実させる必要があります。 ○農業者の収益増に向けた販路の拡大について検討していく必要があります。 ＜農業後継者対策事業＞ ○今後も市の特産品を利用した収穫体験等、新規事業の実施について検討していきます。 【教育総務課】 ＜学校給食事業＞ ○引き続き、地場産食材の使用とともに、地産地消の良い点や給食でどんな地場産食材を使用しているのか等、児童生徒への食育の推進に努めます。

(4) 進化する地球温暖化の影響に向けた適応策の推進

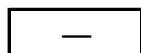
主な成果	【環境課】 ＜地球温暖化対策推進事業＞ ○住宅用省エネルギーシステム（太陽光発電システム、太陽熱利用システム、地中熱利用システム、エネファーム、定置型リチウムイオン蓄電池）の設置に対して補助を行いました。平成30年度は、太陽光発電システム30件、太陽熱利用システム1件、エネファーム1件、定置型リチウムイオン蓄電池21件、に対し補助を行いました。市内における省エネルギーシステムの普及により環境への負荷が軽減され、地球温暖化防止の取り組みに対する環境意識の向上につながりました。
今後の方向性	【環境課】 ＜地球温暖化対策推進事業＞ ○太陽光発電システムの設置工事の価格や電力の買い取り価格は、年々減少傾向にあります。また、技術開発やライフスタイルの変化等により、環境負荷低減のために設置される機器の進歩等が予想されるため、補助金額の増減等について検討していきます。

取り組みの方針２：資源循環型のライフスタイルを実践しよう

数値目標



目標達成



成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成30年度	目標年次 令和2年度
集団資源回収量	t / 年	1,684	1,354	1,750
市民一人当たりの年間可燃ごみ排出量（家庭系）	kg / 年	190	190	183

（１）ごみの発生抑制とリサイクルの推進

主な成果	【環境課】 <ごみ減量化再資源化推進事業> ○家庭系可燃ごみの量は前年度と比較し総量としては減少していますが、市民一人当たり年間0.3kgの増加となりました。 ○市民の間で、集団資源回収への認識や理解が進んでいますが、インターネット等の普及により、新聞や雑誌の購読世帯が減少し、古紙類の回収量が減少傾向にあります。 ○近年、生ごみ処理容器等設置補助件数については、横ばいになっており、本制度の活用について、広報ひだか等で周知しました。 ○家庭系剪定枝チップ化事業について、当初の見込みよりも多くの剪定枝を回収し、チップ化して再利用しました。
	【環境課】 <ごみ減量化再資源化推進事業> ○家庭系可燃ごみについては、より一層の減量化に向け、引き続き啓発活動等を行っていく必要があります。 ○事業系一般廃棄物（事業系の可燃ごみ）についても、適正排出の周知等を図っていきます。 ○今後も、実施団体には継続して実施をお願いするとともに、新規団体登録、実施回数の増加につながるようPRを行っていきます。 ○生ごみ処理容器の設置数が横ばいになっており、PRを強化し、設置数の増加を推進していきます。 ○家庭系剪定枝チップ化事業について、次年度以降も継続して実施します。

（２）廃棄物の適正処理の推進

主な成果	【環境課】 <一般廃棄物処理業等許可事務> ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律や日高市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、適正に許可事務を遂行しました。 <一般廃棄物収集運搬処理事業> ○ごみ処理体制を確保するとともに、ごみの収集、運搬及び処理についても円滑に実施することができました。 ○集積所については各区等による管理運営となりますが、区長等と連携し、問題解決を図っていくことができました。 <一般廃棄物最終処分場維持管理事業> ○一般廃棄物最終処分場について、事故やトラブルなどもなく、円滑に運営することができました。 ○ごみ資源化処理の実施に伴い、一般廃棄物最終処分場の延命が図られました。
------	--

今後の方向性	【環境課】 ＜一般廃棄物処理業等許可事務＞ ○一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業について、申請書類の記載事項や添付書類等について、わかりやすい内容になるよう工夫します。
	＜一般廃棄物収集運搬処理事業＞ ○引き続き、安定的かつ継続的にごみ収集、運搬及び処理が可能な体制を確保していく必要があります。
	＜一般廃棄物最終処分場維持管理事業＞ ○一般廃棄物最終処分場については、周辺への不法投棄物や雑草等の除去など、衛生面に配慮していく必要があります。
	○稼働後26年を経過し、施設の老朽化により、機器の損傷、故障が目立ってきています。

取り組みの方針3：大切な環境を考え行動する人を育てよう

数値目標

	目標達成
—	成果指標が把握できなかったもの

成果指標名	単位	基礎年次 平成26年度	平成30年度	目標年次 平成32年度
市ホームページアクセス数 (年間)	件	422,352	682,830	500,000
環境に関するボランティア参加者 数(延べ)	人	207	214	300
(地球環境に関する)啓発運動実 施回数	回	3	6	6

(1) 環境教育・学習の推進

今後の方向性	【環境課】 ＜緑の保全推進事業＞ ○「川ガキ・山ガキ自然塾」を開催し、市内の小学生(24名)が高麗郷古民家に宿泊しながら川遊びや裏山に住む生き物の観察など様々な自然体験を通して日高の自然に触れ合うことができました。 ○自然観察会では、日高の自然を知る機会を提供することができました。 ＜清流保全対策事業＞ ○清流保全啓発ポスターは、市内の小・中学生から多くの作品(838名)を応募していただきました。 ○ウグイの放流イベントでは、生きた魚を直接触れる体験を小学生に提供することで清流保全への関心を高めることができました。
	【環境課】 ＜緑の保全推進事業＞ ○自然観察会に多くの方に参加していただけるよう呼びかけ方法を検討していきます。 ＜清流保全対策事業＞ ○清流高麗川の保全と自然保護のため、継続して小学生が参加できるイベントを実施します。

(2) 市民等による環境保全活動の推進

主 な 成 果	【環境課】 ＜緑の保全推進事業＞ ○緑の基金感謝状贈呈式（贈呈者個人1名、3法人）や植樹会を実施し、自然環境の保全のPRができました。 ○市民の森-日和田山環境ボランティアにより日和田山の整備を実施することができました。 ○緑のカーテンは、温暖化対策を考えるきっかけになることや植物を育てる楽しさなどを学ぶことができ、コンテストでは市民や事業所などから81点の応募がありました。 ＜清流保全対策事業＞ ○河川水質分析調査の結果、良好な河川環境が維持されていることを確認しました。 ○水質調査を行うことにより、河川の水質の状況を把握することができました。
今 後 の 方 向 性	【環境課】 ＜緑の保全推進事業＞ ○日和田山地内の樹木の高木・老木化が進んでいるため、補助金等を活用し、樹木の剪定を行う必要があります。 ○ボランティアが年々高齢化しているため、若年層の参加を増やすためのPR活動を行います。 ＜清流保全対策事業＞ ○生活排水対策事業と合わせ、効果的な啓発を行っていきます。市民に身近な河川は、直接生活排水の影響を受けるため、今後も生活排水が河川に与える影響を市民に周知し、水質保全に対する啓発を図っていきます。 ○継続してデータの収集や蓄積を行い、分析調査結果をホームページ等で周知し、地域住民の水質浄化への意識を高めていきます。

V. 日高市環境基本条例

日高市条例第9号

日高市環境基本条例

目次

第1章 総則（第1条―第6条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策（第7条―第17条）

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制（第18条・第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分に影響が及ぶ事態に係る環境の保全をいう。
- (3) 公害 事業活動その他の人の活動で生ずる広範囲な大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭による人の健康又は生活環境（動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健全で恵み豊かな環境を享受するとともに、健康で文化的な生活が将来にわたって引き継がれていくように推進されなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者が環境への負荷の少ない持続的発展ができる社会を構築するよう、適切に推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球環境の保全と地域の環境が深くかかわっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において適切に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境を適正に保全及び回復するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するものとする。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

（環境基本計画）

第7条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、日高市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（環境基本計画との整合）

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

（報告書の作成等）

第9条 市長は、毎年度、環境の状況、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

（規制の措置）

第10条 市は、公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措

置を講ずるものとする。

（環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進）

第11条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（地球環境の保全）

第12条 市は、地球環境の保全に資するため、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

（情報の収集及び調査の実施）

第13条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために、情報の収集及び必要な調査の実施に努めるものとする。

（環境教育及び環境学習の振興等）

第14条 市は、市民及び事業者が環境の保全及び創造について理解を深め、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、環境教育及び環境学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（自発的な活動の促進）

第15条 市は、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、第14条の環境教育及び環境学習の振興等並びに前条の自発的な環境保全活動に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように、努めるものとする。

（市民の意見の反映）

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定する場合には、市民の意見が反映できるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

（推進体制の整備）

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制の整備を図るものとする。

（国及び他の地方公共団体との協力）

第19条 市は、環境の保全及び創造に関し、広域的な取組を必要とする施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

第4章 雑則

（委任）

第20条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



編集・発行
(令和2年3月)

日高市市民生活部環境課

〒350-1292 日高市大字南平沢1020番地

電話番号 042-989-2111 (代)